

建設機械の保有状況一覧表

審査基準日: 年 月 日

申請者

No.	建設機械の種類	メーカー名	型式	製造・車体番号 表示番号(ダンプ車)	種別又は規格	所有・リース の別	取得年月日		検査実施年月日
							リース開始日	リース期間満了日	
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・ 移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・ 移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・ 移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・ 移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・ 移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・ 移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・ 移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・ 移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・ 移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・ 移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・ 移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・ 移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・ 移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・ 移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・ 移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・ 移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日

【記載要領】

※項番「64」で記入した台数分の評価対象建設機械を全て記載すること。

※「建設機械の種類」欄は、該当するものを丸で囲むこと。

※「種別又は規格」欄は、「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。

- ①「ショベル系掘削機」にあつては、ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨。(例:バックホウ)
- ②「ブルドーザー」にあつては、自重。(例:3.89トン)
- ③「トラクターショベル」にあつては、バケット容量。(例:1.2立方メートル)
- ④「モーターグレーダー」にあつては、自重。(例:10.0トン)
- ⑤「移動式クレーン」にあつては、つり上げ荷重。(例:7.0トン)
- ⑥「ダンプ車」にあつては、「ダンプ」「ダンプフルトレーラー」「ダンプセミトレーラー」。
「積載物は土砂等以外のものとする」等の記載が検査証に記載されている場合は対象外。
- ⑦高所作業車にあつては、作業床の高さが2m以上のもの。
- ⑧締固め用機械にあつては、「ロードローラー」「タイヤローラー」「振動ローラー」。
- ⑨解体用機械にあつては、「ブレーカー」「鉄骨切断機」「コンクリート圧砕機」「解体用つかみ機」。

※「所有・リースの別」欄は、「自社所有」又は「リース」の該当する方を○で囲むこと。

※「所有・リースの別」欄において「自社所有」を選択した場合は「取得年月日」を、「リース」を選択した場合は「リース開始日」及び「リース期間満了日」を記載すること。